



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第67号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	4
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	5
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	5
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	14
地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	15
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	15
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	16
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	17

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	17
------------------------	----

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 1 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 8 中「 7 年」を「 9 年」に改める。

第 6 条の10第 1 項中「初任給調整手当の」を「第 6 条の 6 第 1 号又は第 6 条の 7 第 1 号若しくは第 2 号に規定する職員にあっては、初任給調整手当の」に改め、「第 6 条の 7」の次に「第 1 号若しくは第 2 号」を、「額とする。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第 2 項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、「 7 年」を「 9 年」に改める。

第 6 条の11中「前条第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、「 7 年」を「 9 年」に、「同項」を「同条第 1 項又は第 2 項」に改める。

第13条の 2 第 4 項を削る。

第15条の 2 第 1 号中「勤務時間規則」を「職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号。以下「勤務時間規則」という。）」に改める。

別表第 3 知事の事務部局の部 3 種の項中「本庁課長」を「本庁課長
同 センター長（課に置かれたセンターを除く。）」に、

「統括技術専門監」を「統括技術専門監
消防学校長」に、「畜産技術センター所長」を「畜産技術センター所長
産業技術センター浜田技術センター長
高等技術校長」に改め、

同部 5 種の項中「同 センター長」の次に「（課に置かれたセンターに限る。）」を加え、

「消防学校長」を削り、「中山間地域研究センター部長」を「中山間地域研究センター部長
学芸統括監」に改め、

「高等技術校長」を削り、同部 6 種の項中「特別徴収監」を「特別徴収監
消防学校副校長」に改め、

「同 浜田技術センター長」を削り、教育委員会の部 5 種の項中

「同 センター長」を「同 センター長
上席調整監」に改める。

別表第 4 中

円	円
14,000	45,000
12,000	40,000
10,000	35,000
8,000	30,000
6,000	25,000
4,000	20,000
2,000	15,000
	10,000
	5,000

を に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第12条の16関係）

所在地	公 署 名	級 別 区 分
隠岐郡西ノ島町大字別府	隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前保健環境グループ	4 級地
隠岐郡西ノ島町大字別府	隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前地域危機管理スタッフ	
隠岐郡西ノ島町大字別府	隠岐支庁農林局農政・普及部島前地域振興グループ	
隠岐郡西ノ島町大字別府	隠岐支庁農林局林業部林業振興・普及グループ（隠岐郡西ノ島町大字別府駐在に限る。）	
隠岐郡西ノ島町大字別府	隠岐支庁水産局島前出張所	
隠岐郡西ノ島町大字別府	隠岐支庁県土整備局島前事業部	
隠岐郡西ノ島町大字浦郷	水産技術センター総合調整部栽培漁業グループ	
隠岐郡海士町大字福井	隠岐島前高等学校	
隠岐郡隠岐の島町中村	隠岐の島警察署中駐在所	
隠岐郡西ノ島町大字浦郷	浦郷警察署	
隠岐郡西ノ島町大字別府	浦郷警察署別府駐在所	
隠岐郡知夫村	浦郷警察署知夫駐在所	
隠岐郡海士町大字海士	浦郷警察署海士駐在所	
隠岐郡海士町大字知々井	浦郷警察署知々井駐在所	
隠岐郡隠岐の島町港町	隠岐支庁	3 級地
隠岐郡隠岐の島町岬町	隠岐支庁県土整備局維持管理部隠岐空港管理所	
隠岐郡隠岐の島町港町	東部県民センター納税部隠岐税務グループ	
隠岐郡隠岐の島町港町	中央児童相談所隠岐相談室	
隠岐郡隠岐の島町港町	隠岐教育事務所	
隠岐郡隠岐の島町有木	隠岐高等学校	
隠岐郡隠岐の島町東郷	隠岐水産高等学校	
隠岐郡隠岐の島町城北町	隠岐養護学校	
隠岐郡隠岐の島町西町	隠岐の島警察署	
隠岐郡隠岐の島町原田	隠岐の島警察署中条駐在所	
隠岐郡隠岐の島町飯田	隠岐の島警察署東郷駐在所	
隠岐郡隠岐の島町北方	隠岐の島警察署五箇駐在所	
隠岐郡隠岐の島町都万	隠岐の島警察署都万駐在所	
隠岐郡隠岐の島町港町	隠岐海区漁業調整委員会事務局	
安来市広瀬町西比田	安来警察署比田駐在所	
雲南市掛合町波多	雲南警察署波多駐在所	
雲南市飯南町八神	雲南警察署志々駐在所	
大田市山口町山口	大田警察署山口駐在所	
大田市大代町大家	大田警察署大代駐在所	
邑智郡川本町大字南佐木	川本警察署三原駐在所	
邑智郡美郷町九日市	川本警察署沢谷駐在所	
邑智郡美郷町長藤	川本警察署大和駐在所	
邑智郡邑南町下口羽	川本警察署口羽駐在所	

邑智郡邑南町出羽	川本警察署出羽駐在所	2 級地
邑智郡邑南町市木	川本警察署市木駐在所	
邑智郡邑南町日貫	川本警察署日貫駐在所	
浜田市金城町波佐	浜田警察署波佐駐在所	
浜田市旭町都川	浜田警察署都川駐在所	
浜田市弥栄町木都賀	浜田警察署杵束駐在所	
浜田市弥栄町長安本郷	浜田警察署安城駐在所	
浜田市三隅町井野	浜田警察署井野駐在所	
益田市匹見町匹見	益田警察署匹見駐在所	
鹿足郡津和野町中川	津和野警察署木部駐在所	
鹿足郡吉賀町朝倉	津和野警察署朝倉駐在所	
鹿足郡吉賀町田野原	津和野警察署蔵木駐在所	
鹿足郡吉賀町七日市	吉賀高等学校	1 級地
仁多郡奥出雲町大馬木	雲南警察署馬木駐在所	
仁多郡奥出雲町大呂	雲南警察署鳥上駐在所	
雲南市木次町平田	雲南警察署温泉駐在所	
雲南市吉田町深野	雲南警察署田井駐在所	
飯石郡飯南町頓原	雲南警察署頓原駐在所	
大田市三瓶町志学	大田警察署志学駐在所	
邑智郡美郷町築瀬	川本警察署吾郷駐在所	
邑智郡邑南町下田所	川本警察署田所駐在所	
邑智郡邑南町井原	川本警察署井原駐在所	
江津市桜江町大貫	江津警察署川越駐在所	
鹿足郡吉賀町柿木村柿木	津和野警察署柿木駐在所	
鹿足郡吉賀町六日市	津和野警察署六日市駐在所	
鹿足郡吉賀町七日市	津和野警察署七日市駐在所	
鹿足郡吉賀町立河内	高速道路交通警察隊浜田分駐隊六日市詰所	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(特地勤務手当等に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に雲南警察署阿井駐在所に勤務する職員については、当該職員が施行日から引き続いて当該駐在所に勤務する間、当該駐在所を引き続きこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第6に掲げる公署のうち同表の級別区分の欄が1級地である公署に該当するものとみなして改正後の規則の規定を適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第2号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 環境生活部文化国際課

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第3号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第8備考3を削り、同表備考中4を3とし、5を4とする。

別表第13備考を同表備考1とし、備考1の次に次のように加える。

2 本表の適用を受ける獣医師のうち、人事委員会の定める者に対する本表の適用については、当分の間、大学4卒に該当する者にあつては職務の級3級欄に掲げる必要経験年数は4年とし、大学6卒に該当する者にあつては当該必要経験年数は1年とする。

別表第18備考2中「備考の4」を「備考の3」に改め、同表備考3中「備考の5」を「備考の4」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第4号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「1級上位の職務の級」の次に「（職務の級が2級の者を昇格させる場合に限り、1級又は2級上位の職務の級）」を加える。

第16条の2第1項中「受けていた号給」の次に「（職務の級特2級から3級へ昇格させた場合にあつては、特2級に昇格した日の前日に受けていた号給に特2級に昇格した日以降に昇給した号給数に相当する数を加えて得た号給）」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項括弧書に規定する場合において、部内の他の教育職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して人事委員会が必要と認める教育職員については、前項の規定による号給に人事委員会が必要と認める号給数を加えて得た号給をその者の号給とすることができる。

第40条第4項第3号中「第1項第6号」を「第1項第7号」に改める。

第41条第5項第2号中「再任用職員」を「再任用教育職員」に改める。

第46条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

第50条第1項中「を置く高等学校」の次に「、同号に規定する主幹教諭（以下この条において「主幹教諭」という。）が本務として校務の一部を整理する定時制の課程を置く高等学校若しくは本務として教育に従事する定時制の課程を置く高等学校」を加え、「勤務する」を「教育に従事する」に改め、「従事する教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

別表第2の2級の項の次に次のように加える。

特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭
-----	-------------------

別表第4の備考以外の部分を次のように改める。

別表第4

高等学校等教育職給料表級別資格基準表

職 種	職務の級	1 級	2 級	特2級
	学歴免許			
校 長	大 学 卒		0	11
	短 大 卒		0	14
教 頭	大 学 卒		0	11
	短 大 卒		0	14
主 幹 教 諭	大 学 卒		0	11
	短 大 卒		0	14
教諭、講師（人事委員会が定めるものに限る。）、養護教諭及び栄養教諭	大 学 卒		0	
	短 大 卒		2.5	
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	大 学 卒	0	別に定める	
	短 大 卒	0	別に定める	
	高 校 卒	0	別に定める	

別表第9の3を次のように改める。

別表第9の3（第16条の2関係）

高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	1	1
27	7	3	1	1
28	8	4	1	1
29	9	5	1	1
30	10	6	1	1
31	11	7	1	1
32	12	8	1	1
33	13	9	1	1
34	14	10	1	1
35	15	11	1	1
36	16	12	1	1
37	17	13	1	1
38	18	14	1	1
39	19	15	1	1
40	20	16	1	1
41	21	17	1	1
42	22	18	1	2
43	23	19	1	3
44	24	20	1	4
45	25	21	1	5
46	26	22	1	6

47	27	23	1	7
48	28	24	1	8
49	29	25	1	9
50	29	26	1	10
51	30	27	1	11
52	30	28	1	12
53	31	29	1	13
54	31	30	2	14
55	32	31	3	15
56	32	32	4	16
57	33	33	5	17
58	34	34	6	18
59	35	35	7	19
60	36	36	8	20
61	37	37	9	21
62	37	38	10	22
63	38	39	11	23
64	38	40	12	24
65	39	41	13	25
66	39	42	14	26
67	40	43	15	27
68	40	44	16	28
69	41	45	17	29
70	41	46	18	30
71	42	47	19	31
72	42	48	20	32
73	43	49	21	33
74	43	50	22	34
75	44	51	23	35
76	44	52	24	36
77	45	53	25	37
78	45	54	26	
79	46	55	27	
80	46	56	28	
81	47	57	29	
82	47	58	30	
83	48	59	31	
84	48	60	32	
85	49	61	33	
86	49	62	34	
87	50	63	35	
88	50	64	36	

89	51	65	37	
90	51	66	38	
91	52	67	39	
92	52	68	40	
93	53	69	41	
94	53	70	42	
95	54	71	43	
96	54	72	44	
97	55	73	45	
98	55	74	46	
99	56	75	47	
100	56	76	48	
101	57	77	49	
102	57	78	49	
103	58	79	50	
104	58	80	50	
105	59	81	51	
106	59	81	51	
107	60	82	52	
108	60	82	52	
109	61	83	53	
110	61	83	53	
111	61	84	54	
112	61	84	54	
113	62	85	55	
114	62	85	55	
115	62	86	56	
116	62	86	56	
117	63	87	57	
118	63	87	57	
119	63	88	58	
120	63	88	58	
121	64	89	59	
122	64	89	59	
123	64	90	60	
124	64	90	60	
125	65	91	61	
126	65	91	61	
127	65	92	61	
128	65	92	61	
129	65	93	62	
130	65	93	62	

131	65	94	62	
132	66	94	62	
133	66	95	63	
134	66	95	63	
135	66	96	63	
136	66	96	63	
137	66	97	64	
138	66			
139	67			
140	67			
141	67			
142	67			
143	67			
144	67			
145	67			
146	68			
147	68			
148	68			
149	68			
150	68			
151	68			
152	68			
153	69			

備考 特2級である教育職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた号給にその者が特2級に昇格した日以降に昇給した号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

別表第11中「1.5」を「1.25」に改める。

別表第11の2の2級の項の次に次のように加える。

特2級	11,500円
-----	---------

別表第16高等学校等教育職給料表の部中「3級」の次に「及び特2級」を加える。

別表第17を次のように改める。

別表第17（第43条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		再任用教育職員	1	2,000円	2,500円	3,500円
以外の教育職員	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900

7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
38	2,900	3,800	5,300	6,400	
39	2,900	3,800	5,300	6,400	
40	2,900	3,800	5,300	6,400	
41	3,100	4,100	5,400	6,600	
42	3,100	4,100	5,400	6,600	
43	3,100	4,100	5,400	6,600	
44	3,100	4,100	5,400	6,600	
45	3,200	4,300	5,600	6,800	
46	3,200	4,300	5,600	6,800	
47	3,200	4,300	5,600	6,800	
48	3,200	4,300	5,600	6,800	

49	3,300	4,500	5,700	6,900	
50	3,300	4,500	5,700	6,900	
51	3,300	4,500	5,700	6,900	
52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53	3,400	4,800	5,800	7,000	
54	3,400	4,800	5,800	7,000	
55	3,400	4,800	5,800	7,000	
56	3,400	4,800	5,800	7,000	
57	3,500	4,900	6,000	7,100	
58	3,500	4,900	6,000	7,100	
59	3,500	4,900	6,000	7,100	
60	3,500	4,900	6,000	7,100	
61	3,600	5,100	6,100	7,200	
62	3,600	5,100	6,100	7,200	
63	3,600	5,100	6,100	7,200	
64	3,600	5,100	6,100	7,200	
65	3,700	5,300	6,300	7,300	
66	3,700	5,300	6,300	7,300	
67	3,700	5,300	6,300	7,300	
68	3,700	5,300	6,300	7,300	
69	3,800	5,400	6,400	7,400	
70	3,800	5,400	6,400	7,400	
71	3,800	5,400	6,400	7,400	
72	3,800	5,400	6,400	7,400	
73	3,900	5,500	6,500	7,500	
74	3,900	5,500	6,500	7,500	
75	3,900	5,500	6,500	7,500	
76	3,900	5,500	6,500	7,500	
77	4,000	5,600	6,700	7,500	
78	4,000	5,600	6,700		
79	4,000	5,600	6,700		
80	4,000	5,600	6,700		
81	4,100	5,800	6,800		
82	4,100	5,800	6,800		
83	4,100	5,800	6,800		
84	4,100	5,800	6,800		
85	4,100	5,900	6,900		
86	4,100	5,900	6,900		
87	4,100	5,900	6,900		
88	4,100	5,900	6,900		
89	4,200	6,100	6,900		
90	4,200	6,100	6,900		

91	4,200	6,100	6,900		
92	4,200	6,100	6,900		
93	4,300	6,200	7,000		
94	4,300	6,200	7,000		
95	4,300	6,200	7,000		
96	4,300	6,200	7,000		
97	4,400	6,300	7,200		
98	4,400	6,300	7,200		
99	4,400	6,300	7,200		
100	4,400	6,300	7,200		
101	4,400	6,400	7,200		
102	4,400	6,400	7,200		
103	4,400	6,400	7,200		
104	4,400	6,400	7,200		
105	4,500	6,500	7,200		
106	4,500	6,500	7,200		
107	4,500	6,500	7,200		
108	4,500	6,500	7,200		
109	4,500	6,600	7,300		
110	4,500	6,600			
111	4,500	6,600			
112	4,500	6,600			
113	4,600	6,700			
114	4,600	6,700			
115	4,600	6,700			
116	4,600	6,700			
117	4,700	6,800			
118	4,700	6,800			
119	4,700	6,800			
120	4,700	6,800			
121	4,700	6,900			
122	4,700	6,900			
123	4,700	6,900			
124	4,700	6,900			
125	4,800	6,900			
126	4,800	6,900			
127	4,800	6,900			
128	4,800	6,900			
129	4,900	6,900			
130	4,900	6,900			
131	4,900	6,900			
132	4,900	6,900			

	133	4,900	7,000			
	134	4,900	7,000			
	135	4,900	7,000			
	136	4,900	7,000			
	137	4,900	7,100			
	138	4,900				
	139	4,900				
	140	4,900				
	141	5,000				
	142	5,000				
	143	5,000				
	144	5,000				
	145	5,100				
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
再任用教育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 埋蔵文化財調査センター

第8条第3号中「若しくは護岸又は洪水警戒体制時におけるダム」を「又は護岸」に改める。

第8条の2中「第13条第1項第2号」を「第13条第1項」に改め、同条第1号中「管理棟」の次に「（宍道湖東部浄化センターにおける管理棟の地下施設を除く。）」を加える。

第11条第1項中「第16条第1項」を「第16条第1項第1号」に改め、同条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第16条第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める作業は、捕獲されたツキノワグマ（以下この項において「対象個体」という。）に対して行う次に掲げる作業とする。

(1) 放獣（対象個体を山野に放つ作業をいう。次号において同じ。）の可否を判断するために対象個体の状態を確認す

る作業

(2) 放獣又はそれに伴う麻酔、学習若しくは体長等の計測の作業

第12条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第17条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める療養指導は、次に掲げるものとする。

(1) 感染症法第26条の規定により準用する感染症法第19条又は第20条の規定に基づく勧告又は入院の措置を受けた結核患者が退院を認められた後に行う療養指導

(2) 感染症法第26条の規定により準用する感染症法第19条第1項の規定に基づく勧告の必要がないと認められた結核患者に対する療養指導

第19条の2を削る。

第20条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「及び栽培漁業スタッフ」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第32条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、海事職給料表（職員の給与に関する条例別表第3に掲げるものをいう。次条第1項において同じ。）の適用を受ける職員とする。

第21条第1項第1号中「（職員の給与に関する条例別表第3に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第24条第2項中「教頭」を「副校長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第6号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「若しくは皇太子妃」を「、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 島根県人事委員会事務局（以下「事務局」という。）に、企画課を置く。

2 企画課に、任用グループ、給与グループ及び高齢期雇用担当スタッフを置く。

第8条第2項中「ともに」を「共に」に改め、「ときは、」の次に「調整監が掌理する事務については当該調整監が、

その他の事務については」を加える。

第3章の章名中「形式」を「管理等」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第7条第1項、第3項及び第4項、第9条、第11条第1項及び第2項並びに第12条の規定に基づき定めるべき人事委員会が行う公文書の管理に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、島根県公文書の管理に関する規則（平成23年島根県規則第33号）及び島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の規定の例による。

2 公印の管守、使用等については、この規則に定めるもののほか、島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の規定の例による。

第18条中「の例」を「の規定の例」に改める。

別表第1第10の項中「8」を「9」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「政策調整監（庶務担当に限る。）」を「上席調整監（庶務担当に限る。）」に、「調整監（庶務担当に限る。）」を「調整監（庶務担当及び公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。）に派遣されているものに限る。）」に、「企画幹（交通対策課の庶務担当及び人事課並びに公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。）に派遣されているもの（県立大学の総務課長及び管理課長の職にあるものに限る。）に限る。）」を「企画幹（交通対策課の庶務担当及び人事課並びに県立大学に派遣されているもの（県立大学の管理課長の職にあるものに限る。）に限る。）」に、「庁舎管理グループリーダー 企画調査グループリーダー（農村整備課に限る。）」を「庁舎管理グループリーダー 給与管理グループリーダー 企画調査グループリーダー（農村整備課に限る。）」に、「秘書グループの主任」を「秘書グループの主任 総務事務センター統括スタッフの企画員及び主任並びに給与管理グループの主任」に改め、同部自治研修所の項中「所長」を「所長 企画幹」に改め、同部県民センターの項中「商工労政グループ課長」を「経営支援グループ課長」に改め、同部消防学校の項中「教頭」を「副校長」に改め、同部芸術文化センターの項中「副センター長 課長（庶務担当に限る。）」を「副センター長」に改め、同部農業技術センターの項中「総務管理グループ課長 加工グループ科長」を「総務管理グループ課長」に改め、同部水産技術センターの項中「部長 内水面グループ科長 浅海グループ科長 生産開発グループ科長」を「部長 上席調整監 内水面グループ科長 浅海グループ科長 栽培漁業グループ科長」に改め、同部大阪事務所の項中「調整監（庶務担当に限る。）」を「課長（庶務担当に限る。）」に改め、同部宍道湖流域下水道管理事務所の項中「維持管理グループ課長 西部支所長」を「業務グループ課長」に改め、同表人事委員会事務局の部中「課長 グループリーダー」を「課長 調整監 グループリーダー」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 31 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 9 号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第54から別表第65までを次のように改める。

別表第54から別表第65まで 削除

別表第72から別表第75までを次のように改める。

別表第72から別表第75まで 削除

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成23年 3 月 31 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 1 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表知事の事務部局の部消防学校の項中

「 教頭 」	「 校長 」	を	「 校長 副校長 」	に改め、教育委員会の部本庁の項中	「 課長 管理監 室長 センター長 」	を	「 課長 管理監 室長 センター長 上席調整監 」	に改
--------------	--------------	---	---------------------	------------------	------------------------------------	---	---	----

め、同部県立学校の項中 「課長 事務長」 を 「 事務長」 に改め、別表の 4 の表知事の事務部局の部本庁の項中

「 研究員 」	「 主任研究員 研究員 」	「 主席研究員 専門研究員 」	を	「 学芸員 研究員 」	「 主任学芸員 主任研究員 学芸員 研究員 」	「 専門学芸員 主席研究員 専門研究員 」	に改め、同部美術館の項中
---------------	------------------------	--------------------------	---	----------------------	--	-----------------------------------	--------------

「
 課長
 専門学芸員
 」
 を 「
 課長
 専門学芸員
 」
 学芸統括監
 」に改め、同部産業技術センターの項中 「
 科長
 主席研究員
 専門研究員
 」を

「
 科長
 主席研究員
 研究幹
 専門研究員
 」に改め、別表の7の表知事の事務部局の部本庁の項中 「
 企画幹
 」を 「
 グループリーダー
 企画幹
 」に

改める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。